

沖縄市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書類添付チェック表

住宅リフォーム支援事業を申請する場合、以下の1～13の項目が必要です。

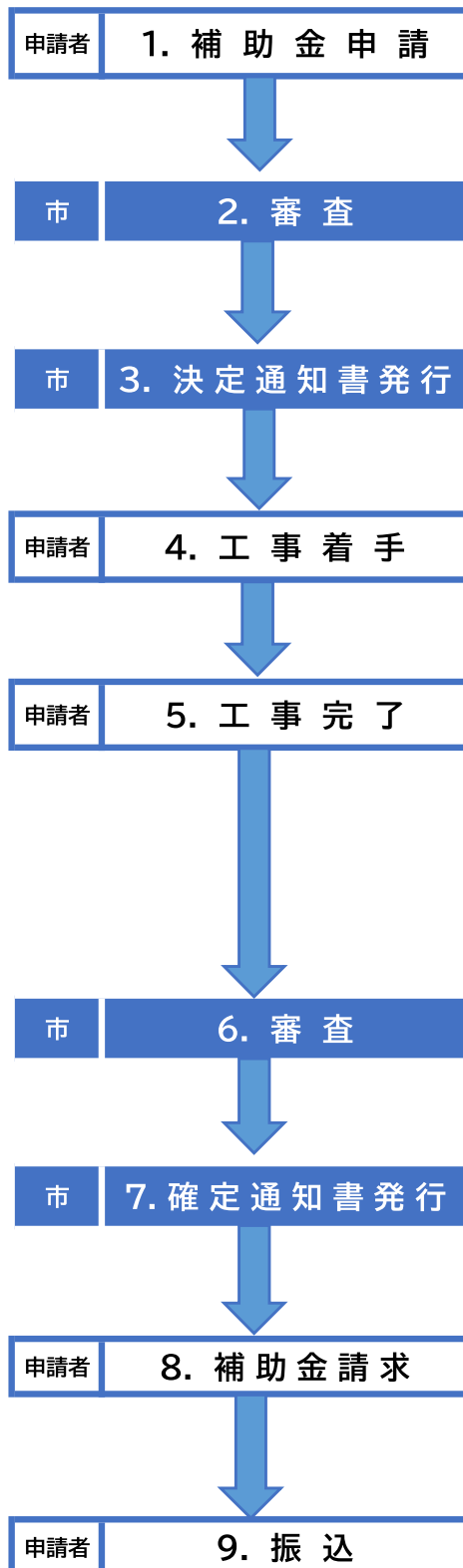
※ 下記書類以外に必要と認める書類がある場合、別途書類提出を求められることがあります。

※ 書類に不備がある場合、受理されない場合がございますのでご注意ください。

必要書類（※記入漏れがある場合受理できません。）	
申請者	1, 様式第1号(第8条関係)沖縄市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書 <input type="checkbox"/>
	2, 留意事項 <input type="checkbox"/>
	3, 住民票謄本(市民課1階) <input type="checkbox"/> ※現住所と申請物件が異なる場合、工事完了までに住民票謄本の再提出をお願いいたします。
	4, 建物の評価証明書(資産税課2階) <input type="checkbox"/> 1.評価証明書が現在の情報と異なる⇒登記簿謄本を提出してください(法務局) 2.所有者が亡くなっている⇒申請者と所有者の関係性を確認するための戸籍謄本も提出してください(市民課)
	5, 滞納のない証明書(納税課2階) <input type="checkbox"/> ※所有者以外が申請する場合、申請者と所有者の滞納のない証明書が必要です。 ※共有名義になっている場合、共有名義の滞納のない証明書と申請者の滞納のない証明書が必要です。 ※非課税の方は資産税課にて所得課税証明書を取得してください。
	6, 保険料の滞納のない証明書(国民健康保険課1階) <input type="checkbox"/> ① 国民健康保険加入者 国民健康保険料の滞納のない証明書 ② 後期高齢医療保険加入者 後期高齢医療保険の滞納のない証明書 ③ 社会保険加入者 社会保険証の写し ※マイナンバーカードに社会保険を紐づけしている方は、マイナポータルにて医療保険の資格情報を印刷し提出をお願いいたします。
	7, 承諾書(借家の場合のみ) <input type="checkbox"/>
	8, 委任状(各書類の提出について、代理人に依頼する場合) <input type="checkbox"/>
施工業者	9, 数量計算書 <input type="checkbox"/> ① 見積書 ② 数量の根拠となる拾い函(手書き可)
	10, 位置図 ※工事場所の位置がわかるもの(手書き可) <input type="checkbox"/>
	11, カタログ ※ 補助要件を満たす内容が確認できるもの <input type="checkbox"/>
	12, 様式第2号(第8条関係)工事前写真台帳 <input type="checkbox"/> ① 工事前の状態を詳細に写すこと ② 全景写真を必ずつけること
	13, 工事業者の本社所在地確認書類(登記簿謄本、開業届、確定申告等) <input type="checkbox"/>

ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください

申請から補助金交付までの流れ



申請書添付書類チェック表にある必要書類を全て揃えて提出してください。
※不備がある場合、受領できません。

審査に2～3週間程かかります。

審査後、適正であれば交付決定通知書を申請者へ送付します。
着手可能となります。

●着手したら以下を提出してください

① 様式第6号(第10条関係)着手届

●工事が完了したら以下を提出してください。

① 様式7号(第12条関係)実績報告書

② 様式第8号(第12条関係)工事中写真台帳

③ 様式第8号(第12条関係)工事完成写真台帳

④ 工事代金領収書の写し、又は支払いを証する書類

⑤ 様式第9号(第12条関係)完成証明書

⑥ 様式第10号(第12条関係)工事完成確認書(借家の場合)

審査に1～2週間程かかります。

審査後、適正であれば交付確定通知書を申請者へ発送します。
「様式第12号(第14条関係)補助金交付請求書」を同封いたしますので、確定通知書発行日より2週間以内に市に請求してください。

請求書を窓口へ提出してから約3～4週間以内に、ご指定の口座へ振り込まれます。

※ 指定の口座は必ず、申請者の口座を記入してください。例えば親族であっても、申請者以外に振り込むことはできません。

ご自身で記帳して確認をお願いいたします。

※ 提出物で不明な点がある場合、追加資料を提出していただく場合があります。

※ 申請後に工事の内容が変更になりましたら、速やかに「様式第5号の2(第9条関係)変更申請書」と「関係書類(変更内容がわかるもの)」を提出してください。